

同月に重複算定できない医学管理(主なもの)

	特定疾患療養管理料	ウイルス疾患指導料	特定薬剤治療管理料	悪性腫瘍特異物質治療管理料	小児特定疾患カウンセリング料	てんかん指導料	皮膚科特定疾患指導管理料	外来栄養食事指導料	入院栄養食事指導料	集団栄養食事指導料	喘息治療管理料	慢性疼痛疾患管理料
特定疾患療養管理料		×			×	×	×					×
ウイルス疾患指導料	×				×	×	×					×
特定薬剤治療管理料												
悪性腫瘍特異物質治療管理料												
小児特定疾患カウンセリング料	×	×				×	×					×
てんかん指導料	×	×			×		×					×
皮膚科特定疾患指導管理料	×	×			×	×						×
外来栄養食事指導料												
入院栄養食事指導料												
集団栄養食事指導料												
喘息治療管理料												
慢性疼痛疾患管理料	×	×			×	×	×					

※縦と横が重なる部分が「x」の場合は、点数の高い方のみ算定

※塗りつぶしの医学管理と、在宅療養指導管理料(C100～C116)は同月重複算定不可